

国土交通省告示第二百六十五号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第十二条第六項ただし書の規定に基づき、視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則の規定により視覚障害者の利用上支障がない昇降機及び乗降ロビーを定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第十二条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、昇降機及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合とする。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。